

4 公立香第 168 号
令和 4 年 9 月 16 日

各所属所長 殿
各市町等公立学校共済組合事務主管課長 殿

公立学校共済組合香川支部
支 部 長 工 代 祐 司

育児休業期間中の掛金等の特例に関する改正について

標記の件について、全社法による健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の改正により、育児休業中の保険料の免除要件について社会保険制度全体で見直しが行われ、令和 4 年 10 月 1 日より、月内に 2 週間以上の育児休業等を取得した場合には当該月の掛金・保険料を免除するとともに、賞与（期末手当等）に係る掛金・保険料については 1 月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとされましたのでお知らせします。

（1）育児休業等を開始した日と終了する日の翌日の属する月が異なる場合

対象となる育児休業等の期間に変更はないが、育児休業等の期間が 1 月以下である者については、期末手当等に係る掛金等は特例の対象外となる。

※「1 月超」の計算例

6/29～7/28 ⇒ 期間は「ちょうど 1 月」… 1 月以下となり対象外

6/29～7/29 ⇒ 期間は「1 月と 1 日」… 1 月超となり対象

歴日で判断するため、土日等の休日は含まれる。

（2）育児休業等を開始した日と終了する日の翌日の属する月が同一の場合

現行は特例の対象外であるが、当該月における育児休業等の日数として主務省令で定めるところにより計算した日数が 14 日以上である場合については、掛金等は免除される。

主務省令で定める計算方法は以下の①及び②のとおり。

① 育児休業等の日数は、その育児休業等を開始した日の属する月における「当該育児休業等を開始した日」から「当該育児休業等を終了する日」までの期間の日数とする。

② 同じ月に複数の育児休業等を取得する場合は、これらの育児休業等につきそれぞれ上記①により計算した日数を合算して得た日数とする。

※「14 日以上」の要件は、開始日と終了日の翌日が同一月内の場合のみ適用されるため、育児休業等の開始日と終了日の翌日が異なる月（上記（1））には、適用されない。

(3) 連続する2以上の育児休業等をしている場合

組合員が連続する2以上の育児休業等をしている場合は、育児休業期間中の掛金等の特例については、その全部を1つの育児休業等とみなして判断する。

連続する2以上の育児休業等をしている場合に準ずる場合として、主務省令で定める場合は「1の育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に当該組合員が就業した日がないとき」

※年次休暇（有給休暇）、休日（土日）、祝日を挟んで複数回の育児休業等を取得していた場合は、主務省令に定める場合に該当し、前後の育児休業等の期間を1つの育児休業等とみなす。

(4) 施行日

令和4年10月1日

○育児休業等を開始した日と終了する日の翌日の属する月が異なる場合

【例 1】 5/15～7/15 に育児休業等を取得した場合

育児休業等の期間が1月超であるため、5月・6月の月額及び6月の期末手当等に係る掛金等は免除になる。

5 月	6 月	7 月
免除 月額	免除 月額・期末手当等	徴収 月額
← 5/15 育休開始		7/15 育休終了 →

【例 2】 4/29～6/28 に育児休業等を取得した場合

育児休業等の期間が1月超であるが、6月末日に育児休業等を取得していないため、6月の掛金等は免除にならない（4・5月は免除）。

4 月	5 月	6 月
免除 月額	免除 月額	徴収 月額・期末手当等
← 4/29 育休開始		6/28 育休終了 →

○育児休業等を開始した日と終了する日の翌日の属する月が同一の場合

【例 3】 6/5～6/25 まで育児休業等を取得した場合

「当該育児休業等を開始した日」から「当該育児休業等を終了する日」までの期間の日数は21日となり、14日以上のため、月額に係る掛金等のみ免除となる。

6 月	7 月
免除 月額（期末手当等は徴収）	徴収 月額
← 6/5 育休開始	6/25 育休終了 →

【例 4】 6/5～6/15 まで育児休業等を取得した場合

「当該育児休業等を開始した日」から「当該育児休業等を終了する日」までの期間の日数は11日となり、14日未満のため、免除とならない。

6 月	7 月
徴収 月額・期末手当等	徴収 月額
← 6/5 育休開始	6/15 育休終了 →

○連続する2以上の育児休業等をしている場合

【例5】6/5～7/10・7/11～7/29まで育児休業等を取得した場合

育児休業等の期間を6/5～7/29とみなして判断する。

6月	7月
免除 月額・期末手当等	徴収 月額
← 6/5 育休開始	7/10 7/11 7/29 育休終了 育休開始 育休終了

担当：共済グループ 三木
TEL：087-832-3793
FAX：087-837-7103